平成２７年（フ）第６０２号
千葉県松戸市新松戸３丁目90番地　第２日の出コーポ302号
債務者　中尾　　学
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２７年（フ）第１１６号
山口県防府市緑町２丁目２番15―506号　市住48棟979号
債務者　原田　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係
平成２７年（フ）第１１９号
北海道小樽市幸４丁目25番２号
債務者　本間　由佳
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部
平成２７年（フ）第５６号
茨城県行方市玉造甲494番地５
債務者　小松崎正行
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部
平成２７年（フ）第７０号
茨城県鹿嶋市高天原１丁目５番21号
債務者　高木　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
水戸地方裁判所麻生支部
平成２７年（フ）第１７号
栃木県真岡市熊倉１丁目21番地14
債務者　中島　正樹
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部
平成２７年（フ）第４５号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ｂ―１号棟39号室
債務者　宮下　信彦
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２７年（フ）第５５８号
埼玉県草加市花栗４丁目16番２号
債務者　安達　久代
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２７年（フ）第８７８号
千葉県船橋市東船橋４丁目24番１号　三幸ハイツ第３―103号
債務者　二宮　秀之
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第９２２号
千葉市若葉区千城台南４丁目13番１号　和陽園
債務者　佐藤　義光
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第９６３号
千葉県八千代市村上南３丁目３番地１　レクセルプラザ村上223号室
債務者　佐々木健吾
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第９９９号
千葉県船橋市旭町１丁目５番10号　アサヒパレス107号
債務者　青柳江利子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第１０２７号
千葉県習志野市藤崎３丁目15番５号　コーポマキ226号
債務者　三浦　秀雄
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（フ）第３０７号
新潟市東区山木戸３丁目６番31号、前住所新潟市西区寺尾24番７号　小野方
債務者　佐藤　　航
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第３８８号
新潟市東区逢谷内２丁目２番６号　グランデ逢谷内405号
債務者　貝沼　　望
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第３９７号
新潟市東区大形本町６丁目18番25号　パレスアクアマリン大形105号
債務者　東出　洋祐
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２７年（フ）第４０４号
新潟市中央区姥ヶ山２丁目24番１号　リンクス10　101号
債務者　山岸　　舞
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
新潟地方裁判所民事部